

改正個人情報保護法の全面施行に係る長崎県情報公開条例 及び長崎県個人情報保護条例の改正について

1 要旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により個人情報の定義が明確化されたこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正により、個人番号を取扱う条例事務関係情報提供者等の規定が設けられたこと等を踏まえ、改正法に即した手続きを執行するため、所要の改正を行うもの

2 今回の主な改正点

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の規定との整合性をとるため、

- ・ 個人情報に個人識別符号を追加
- ・ 個人情報保護法の改正による条項ずれの解消
- ・ 事業者が取扱う個人情報の保護に関する規定の見直し

番号法改正に伴う文言整理 ほか

なお、長崎県情報公開条例についても、個人情報の定義の部分について所要の改正を行う。

3 個人情報保護法の主な改正点

(1) 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化

(個人識別符号)

- ・ 身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データなど）を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・ 役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号であって対象者ごとに異なるものとなるように割り当てられたもの（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバーなど）

(2) 要配慮個人情報の規定の新設

要配慮個人情報（人種、信条、病歴、犯罪により害を被った事実など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取扱い及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

(3) 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、第三者への提供等を目的として自由な流通・利活用を促進（行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）では、行政機関非識別加工情報）

- (4) 取扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止

4 番号法の主な改正点

第19条特定個人情報の提供の制限の規定に次の号が加えられ、新たに「条例事務関係照会者」「条例事務関係情報提供者」の規定が設けられた。

第8号 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき

5 条例改正についての考え方

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会（総務省 座長：宇賀東大教授）において、個人情報保護条例の見直し等について検討されており、29年3月に報告書が取りまとめられることとなっている。

上記3、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報（行政機関非識別加工情報）」については、新しい概念であり、対象の範囲や取り扱いについて不明確な点があることから、同検討会の検討結果や各自治体の状況等を参考に対応を検討することとし、今回の改正では、改正個人情報保護法の施行日（平成29年5月30日）までに最低限必要と思われる個人情報の定義に係る部分を中心に改正する。

長崎県個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> <u>次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第1条で定めるものをいう。</u></p> <p>ア <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p>イ <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p>

(3) 略

(4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 公文書 実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア及びイ 略

(6)～(10) 略

（開示義務）

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（法定代理人による開示請求の場合は、本人をいう。以下この号において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(2)～(8) 略

（部分開示）

(2) 略

(3) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア及びイ 略

(5)～(9) 略

（開示義務）

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（法定代理人による開示請求の場合は、本人をいう。以下この号において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(2)～(8) 略

（部分開示）

第15条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(情報提供等記録の訂正に係る通知)

第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))の記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第48条及び第49条 削除

(適用除外)

第51条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項各号に掲げる者については、この章の規定を適用しない。

第15条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(是正勧告)

第48条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(公表)

第49条 知事は、事業者が第47条の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、事業者に対して、意見を述べる機会を与えるとともに、長崎県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第51条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第50条第1項各号に掲げる者については、この章の規定を適用しない。